

令和4年

8月農業委員会総会議事録

事務局

1件に関する申請を、別表のとおり定めるものとします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第1号、1番、阪本町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局の麓でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は阪本町で、地目は田1筆、面積は975㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約1km、徒歩10分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「従前の用途と同様の水田としての利用を行うので、周辺農地と耕作方法、農薬の使用方法などに特段の違いはなく、影響はありません」とのことです。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に電話にて意思確認をしたところ、譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で水稻を栽培する予定です。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借権の設定2件、使用貸借権の設定1件に関する申請を別表のとおり定めるものとします。

議案書5ページをお願いいたします。

事務局

議案第2号、1番、若樫町の物件につきまして事務局から説明願います。
事務局の西川でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は若樫町で、地目は田2筆、面積は合わせて526㎡、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

立地基準につきましては、道路、鉄道、河川など、恒久的な施設などに区画された区域の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。

転用目的は露天資材置場で、借り人は主に建設業を営んでおり、既存の資材置場では手狭になったため、事業所からも近い本申請地を賃貸借にて木材や砕石などの建設用の資材置場に転用するものです。

続きまして、地区担当の辻推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は、現在野菜等を栽培している農地であり、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。貸し人に確認したところ、今後の利用を考えていたところ申請内容の話があったため合意したとのことで、借り人に確認したところ、転用目的は申請内容に間違いなく、許可後速やかに転用し、地目を変更するとのことで、許可やむを得ないと認めます」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案第2号、2番、鍛冶屋町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は鍛冶屋町で、地目は畑1筆、面積は149㎡、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断します。

転用目的は露天資材置場で、借り人は主に建設業を営んでおり、現在利用中の露天資材置場では手狭になったため、事業所からも近く、設定人である父が所有する本申請地を使用賃貸借にてコンパネやベニヤなど建設用の資材置場に転用するものです。

続きまして、地区担当の坂口推進委員から受けました調査結果を報告します。

「申請地は、現在梅などを栽培している農地であり、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。貸し人に確認したところ、今後の利用を考えていたところ申請内容の話があったため合意したとのことで、借り人に確認したところ、転用目的は申請内容に間違いなく、許可後速やかに転用し、地目を変更するとのことで、許可やむを得ないと認めます」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

本件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ございませんか。ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、2番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案第2号、3番、善正町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書5ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は善正町で、地目は畑2筆、面積は合わせて3,082㎡のうち64.64㎡、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

立地基準につきましては、農用区域内にある農地となっております。

転用目的は営農型太陽光発電施設設置に必要な支柱や受電設備部分の3年間の一時転用で、申請地は3年前に一時転用許可を取り、現在は太陽光パネルの下で原木椎茸の栽培がされている農地となっております。今回は、引き続き椎茸栽培を行うため、再度申請を行ったものです。

また、知見を有する者の意見書として、営農型太陽光発電設備の下部における作物への影響実証を行い全国で300案件を超える意見書を提出している岡山県の一般社団法人から意見書が提出されており、この意見書によると、昨年の単収は400kgとなっており、地域の平均的な単収の5割程度となりましたが、品質は良く、ほだ木も徐々に増やし、栽培技術も向上させて平均的な単収に近づけるような努力をしていることから、本件に係る「営農型太陽光発電設備における原木椎茸栽培は極めて適切である」との意見書が添付されております。

続きまして、地区担当の森勝義委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は、現在営農型太陽光発電施設の下で椎茸栽培を行っている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。貸し人、借り人に確認したところ、申請内容に間違いなく、引き続き太陽光発電設備の

下で椎茸栽培を行うとのことで、許可やむを得ないと認めます」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、3番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書6ページ、報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況3件について、別表のとおり確認するものとします。

7ページを御参照ください。

次に、議案書8ページ、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告いたします。

8ページを御参照ください。

次に、議案書10ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転2件を専決により受理しましたので報告いたします。

11ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。

それでは、ほかに何か、この際ですので御質問、御意見がありましたら承りたいと思いますが、何かございませんか。

(質問等なし)

ないですか。

暑いときなので、もう簡単に終わりたいと思います。

それでは、委員皆様方には本当にお忙しい中、誠にありがとうございました。暑さに負けないように頑張ってくださいと思います。

それでは、これで農業委員会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

閉会時間 14時50分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員